

報告第24号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金三田[REDACTED]先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月20日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 安曇野市[REDACTED]

氏名 所有者 [REDACTED]

運転者 [REDACTED]

2 事故の概要

令和2年9月18日、安曇野市堀金三田の市道を公用車が走行中、隣接する民地より後退してきた相手車両と衝突したことによる自動車事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、安曇野市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を20%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として49,374円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第25号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市穂高牧1927番地1における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 建物所有者 牧区長 [REDACTED]

### 2 事故の概要

令和2年7月31日、安曇野市穂高牧の市有地内で吸引式集草箱をけん引した乗用草刈り機を移動中、運転を誤りゴミ集積所の建物に集草箱を接触したことによる物損事故。

### 3 和解の内容

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として135,500円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第26号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

境界確定等請求事件（本訴事件の表示：平成30年（ワ）第247号）において、反訴の提起をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

安曇野市長 宮澤 宗弘

- 1 反訴被告（原告）  
安曇野市 [REDACTED]  
東京都清瀬市 [REDACTED]
- 2 安曇野市との争点
  - ・反訴被告（原告）の宅地東側に隣接する赤線の境界について
- 3 反訴提起の経緯
  - ・本訴事件である境界確定等請求事件（平成30年（ワ）第247号）は、係属中で反訴被告は具体的な境界を立証することなく、裁判が長期化している。この際、国土調査時の測量による公図を復元した筆界をもって境界とすべきである。
  - ・赤線土地には、反訴被告が植樹した樹木が存し、また樹木の枝が境界線を越えて赤線土地に伸びていて、赤線本来の通行使用を妨げている。
- 4 反訴請求の概要
  - ・反訴原告は反訴被告らに対し、赤線土地に存する反訴被告らの樹木を伐根・除去し、赤線土地の明渡しを求め、また境界線を越えた枝の切除を求める。